背景に単独親権制

既成事実つくって指定で優位

訴訟の意義を語る作花知志弁護士＝千代田区で

「同意なき連れ去り」は深刻化している。実数は不明だが、厚生労働省の調査では、年間二十万件の離婚のうち子どもがいるケースは十二万件。離婚や別居後に離れて暮らす子と定期的に会えている親は三割しかいない。原告らも「仕事から帰ったら家がもぬけの殻」「妻（または夫）が子どもを連れて出たきり戻ってこない」と不意打ちのように子と引き離されている。

なぜこのような連れ去りが横行するのか。訴訟代理人の作花知志弁護士は「根底には離婚後、単独親権しか選べない日本の民法の問題がある」と指摘する。

民法は、婚姻中は両親が共同で親権を持つが、離婚後は父母どちらかしか持てないと定める。離婚後も父母ともに親権を持つ「共同親権制度」が主流の欧米やアジア各国とは違う。「だから共同で親権を持つ婚姻中に子どもを配偶者から引き離し、別居した家庭で先に同居を始め、監護者や親権の指定を有利に得ようとする親が多い」

事実、「子育ての継続性」を重視する家裁は連れ去りを追認するように、子と同居中の親の方を監護者や親権者に決める傾向が強い。多くの離婚案件にかかわってきた作花氏は「連れ去った者勝ち」を肌で感じてきた。「同業の弁護士には、相談者に『子どもと暮らしたいなら先に子を連れて別居を』と助言する人もいる。だが、連れ去った者勝ちは不正義だ」

さらに刑法上の問題もある。他人が子どもを連れ去った場合、未成年者略取・誘拐罪が適用されるが、親による連れ去りには適用されない。原告たちが警察に訴えても相手にされなかったのはそのためだ。

作花氏によると、欧米などでは子どもから一方の親を引き離すのは虐待とみなされ、連れ去り防止のために①連れ去った親に刑事罰を科す②連れ去った親を後の監護者指定で不利にする③両親の意見が対立した際の解決ルールを設ける―などの方策が国によって定められているという。

連れ去り防止の立法を怠ったとして国を訴えた原告ら＝7月29日、東京地裁前で

欧米は引き離しを禁止　「適切な介入 国の責務」

国際結婚した夫婦が離婚の時に子を連れ去る問題も起きて、日本は二〇一三年、国境を越えた子の奪取を禁じた「ハーグ条約」を批准した。しかし政府は国内での連れ去りには「違法ではない」との立場を取ってきたため欧州連合（EU）から解決を迫られ、昨年から共同親権制度導入についての検討を始めた。

子どもの「連れ去り」は時代の変化も映す。被害者はこれまで父親側に目立っていたが、最近は母親側の被害も増えている。十六日に厚生労働省で開かれた記者会見に臨んだのも、当事者団体「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の母親たちだった。

同会が母親五十人に行ったアンケートでは、44％が夫婦別居時に子を連れ去られ、40％は自分だけが家から追われた。その結果94％が親権や監護権を失い、55％が子と会えず断絶状態という。母親の一人は「子どもを手元に置けなかった私たちは『何か不適格な事情があったのだろう』という偏見にも苦しめられてきた」と訴える。夫に子を連れ去られた女性、離婚後の親権が認められなかった女性が沈黙してきたのは、こんな理由があったからだ。

家族法に詳しい京都大の棚瀬孝雄名誉教授（法社会学）は「連れ去りは親だけでなく、子のためにもならない。配偶者の暴力があって子を連れて家を出なければならない場合は必ず警察を呼んでその保護下で家を出る。裁判所にも緊急保護命令を求めることが必要だ。また裁判所は、子を連れ去られた親が子と同居中に問題なかったと確認したらすぐに面会交流を認める。子どもが愛着していた親から離され、親子が生き別れとならないよう、適切に介入するのは国の責務だ」

デスクメモ

離婚後、夫婦は他人となるが、親子関係はなくならない。この分かりにくい関係を子どもに分かってもらう夫婦の「最後の共同作業」をする前に、まず子どもの身柄をおさえるという「連れ去り」は、やはり解せない。単独親権制度によってそれが起きるなら、すぐに変えるべきだ。（歩）

2020・9・27